◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第375号（H28.11.4）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝6件（10月28日～11月3日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)乗合バスの車内事故
(3)法人タクシーの健康起因による衝突事故
(4)法人タクシーの衝突事故
(5)法人タクシーの死傷事故
(6)法人タクシーと自転車の衝突事故
2.ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について【新着情報】
3.貸切バスの事故防止講習会の開催について（関東運輸局発）【新着情報】
4.「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正について【新着情報】
5.第1回荷主との連携や事業の共同化等による生産性向上方策に関するガイドライン策定ワーキンググループの結果概要について
6. タクシー公定幅運賃の見直しについて【新着情報】
7. 平成27年度乗合バス事業の収支状況について
8.「道路運送法の一部を改正する法律案」を閣議決定
9.「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正案のパブリックコメント募集について
10.旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令案等のパブリックコメント募集について
11.車両故障等の緊急時における安全確保について通達を発出（中部運輸局発）
12.高速道路における安全確保の徹底について
13.「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく貸切バス事業者の認定について
14.訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間の延長について

◇◇◇

乗合バスが乗客20名を乗せ運行中、センターラインを越えて対向してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が重傷を負い、バスの乗客と運転者のあわせて17名が軽傷を負った。

(2)乗合バスの車内事故
10月31日（月）午前10時08分頃、宮城県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客37名を乗せ運行中、隣の車線から当該バスの前方へ車線変更した車両が一時停止したことに気づくのが遅れ、強めのブレーキをかけたため、車内の乗客2名が転倒した。
この事故により、転倒した乗客の1名が重傷を負い、1名が軽傷を負った。

(3)法人タクシーの健康起因による衝突事故
10月31日（月）午前5時34分頃、東京都の自動車専用道路において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ走行中、運転者が意識を失い側壁に接触した。
運転者は、病院に救急搬送されたが死亡が確認された。
なお、乗客はシートベルトをしていたため、負傷はしていない模様。

(4)法人タクシーの衝突事故
10月31日（月）午後2時25分頃、秋田県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、センターラインを越え対向車線に進入したため、対向してきた軽自動車①の右前部と衝突し、さらに後続の軽自動車②と衝突した。
この事故により、タクシーの乗客2名と運転者、軽自動車②の運転者と同乗者の計5名が重傷を負い、軽自動車①の運転者が軽傷を負った。

(5)法人タクシーの死傷事故
11月1日（火）午後8時15分頃、大阪府の府道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

(6)法人タクシーと自転車の衝突事故
11月2日（水）午前8時10分頃、埼玉県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、前方左側から対向してきた自転車と衝突した。
この事故により、自転車に乗っていた1名が死亡した。

上記6件の死傷者数計：死亡3名、重傷7名、軽傷19名（速報値）

◇◇◇

1.背景
本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を設置し、6月3日に同委員会において総合的な対策がとりまとめられました。

2.概要
総合的な対策を踏まえ、今後、貸切バス事業に係る制度改正等に関する情報を受け取るためのパソコンの設置を義務付けることとします。
また、本年11月1日から、増車の事前届出の際に増車予定車両の点検整備記録簿の写しの提出を求めることとなったことから、新規許可申請時においても、運輸開始時までに定期点検整備を実施する計画があることを確認することとします。
そのため、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正を行うものです。

3.今後のスケジュール
本通達の施行は、本年12月1日を予定しております。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000252.html

◇◇◇

2.第1回の概要
10月26日（水）に開催した第1回会議では、同事業における調査の進捗状況について報告を行ったほか、ガイドラインの策定方針、構成などについて議論を行い、第2回会議からの本格的な議論に向け関係者間で問題意識の共有を図った。

3.今後のスケジュール
第2回以降については、公表（プレスによる頭撮り）を予定している。
・ 平成28年11月中旬：第2回開催（ガイドライン骨子に関する意見交換）
・ 平成28年12月下旬：第3回開催（ガイドライン骨子に関する意見交換）
・ 平成29年1月下旬：第4回開催（ガイドライン取りまとめ、周知方法に関する意見交換）
※平成29年2月以降：全国でセミナーを開催（予定）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000109.html

◇◇◇

（調査対象事業者は、保有車両数30両以上の248者〔240者〕）
（注）調査対象事業者数は、ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔　　〕内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除き本店所在地で集計した結果の事業者数を示す。

1.事業主体別の収支状況等について
●民営バスの経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（96.0%→97.5%）。
●公営バスの経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（92.4%→95.1%）。
●公営バスの経常収支率(95.1%)が95%を超え、民営バスの経常収支率(97.5%)との差は、15年前と比べ大きく縮小。

2.大都市部とその他地域について
●大都市部の経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（101.3%→103.2%）。
●その他地域の経常収支率は、収入が増加し、支出が減少したため、前年度に比べ上昇（86.8%→88.3%）。
●大都市部の経常収支率（103.2%）が、昨年度に引き続き100%を超え、その他地域の経常収支率（88.3%）との差は拡大。

※大都市部（三大都市圏）とは、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域））ブロックの集計値。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000249.html

◇◇◇

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000247.html

◇◇◇

（配信日：H28.10.14）

4月22日、岐阜県高山市清見町の東海北陸自動車道上り線飛騨清見ＩＣにおいて、エンジンの警告灯が点灯しているにも関わらず、路肩等に停車するなどの適切な安全対策を講じずに運行を継続した結果、エンジンがオーバーヒートの状態となり、車内に白煙が上がるとともに、乗客の足下にある温風吹き出し口から熱せられた不凍液が噴き出し、乗客14名が火傷を負うという事故が発生しました。
エンジンの故障を示す警報装置が作動しているにも関わらず、運行を継続し、乗客にケガを負わせることはプロドライバーとしての意識の欠如であるとともに、自動車運送事業者の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。
このため、重大事故を防止し、乗客乗員等に死傷者を発生させることがないよう、バス事業者においては、下記の点を参考に運転者を指導されるとともに輸送の安全確保に万全を期されたい。

記

1.警告灯の点灯等、故障や車両の異常を認識した場合は、速やかに安全な場所に車両を停車させ、適切な安全確保措置を講じることについて、公益社団法人日本バス協会発行の「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を参考にするなどして、運転者を指導すること。

2.必要な安全確保措置を講じた後は、速やかに運行管理者や道路管理者等と連絡を取り、対応について指示を受けるよう、運転者を指導すること。

3.日常点検の重要性を運転者に理解させるとともに、日常点検方法について、再度、整備管理者から運転者を指導すること。

4.事業者は整備事業者に対して当該事案を知らせ、今後の定期点検等における確実な点検・整備を依頼すること。

◇◇◇

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000267.html

◇◇◇

◇◇◇